

全国保険医団体連合会第54回夏季セミナー

女性差別撤廃条約とジェンダー平等

2025年8月3日（日）

於：都市センターホテル

浅倉むつ子

早稲田大学名誉教授

女性差別撤廃条約実現アクション共同代表

国際女性の地位協会共同代表

1 女性差別撤廃条約

女性差別撤廃条約とは

- ▶ 正式名称「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」
- ▶ 1979年12月18日 第34回国連総会で採択。日本も賛成票。
- ▶ 前文と30か条で構成
- ▶ 条約の特色
 - 固定化された性別役割分担の変革
 - 女性に対するあらゆる分野の差別の撤廃
 - 法律上の差別のみならず事実上の平等をめざす
 - 国家による差別撤廃だけでなく、個人、団体、企業による差別も撤廃する。
 - 社会の慣習・慣行の修正もめざす

女性差別撤廃委員会（CEDAW）

- 条約の履行確保のための委員会。23人の専門家で構成。
- これまでに日本から選出された委員
赤松良子→佐藤ギン子→多谷千香子→斎賀富美子→林陽子
→秋月弘子
- 委員会の主な役割
 1. 国家報告の審査
 2. 「一般勧告」の作成（条約の発展的解釈）→一般勧告は1号から40号までである。現在、41号策定途中。
 3. 「選択議定書」に基づく活動→「個人通報」の審査制度、重大な人権侵害の「調査」制度。

条約における「女性差別」とは何か

- ▶ 条約1条：女性に対する差別とは
 1. 性にに基づく**区別**、**排除**、または**制限**であって、
 2. **いかなる分野**においても、
 3. 女性が、人権および基本的自由を認識し、享有しまたは行使することを
 4. 害し又は無効にする**効果**または**目的**を有するもの。
- ▶ 一般勧告も含めて条約を解釈すれば
 1. 暴力も差別である
 2. 性役割の強制、慣習上・事実上の差別も含む
 3. 間接差別も含む
 4. 性自認、性的指向による差別も含む
- ▶ ただし「暫定的特別措置」は差別ではない

条約の批准と国家報告制度

■ 日本は1985年に条約を批准

- 批准のための国内法整備—男女雇用機会均等法の制定、国籍法改正、家庭科男女共修の学習指導要領の改訂
- 1985年6月24日に国会で批准承認。1985年7月25日に条約は日本に対して効力を発生。日本は72番目の締約国。

■ 現在、条約の締約国は189か国。

■ 定期報告の仕組み

- 締約国の定期報告義務 = 初回は1年以内。以後は4年ごと（条約18条）。しかし2022年の会期で8年のサイクルが決定された
- 日本はこれまでに第1次から第9次報告までを提出。
- 2024年10月17日に、6回目の日本審査があった。

2 選択議定書と地方議会の意見書採択

「選択議定書」の個人通報制度

8

■ 選択議定書とは

女性差別撤廃条約の実効性を強化する文書 = 選択議定書 (OP)

日本が批准している8つの人権条約にはすべて「選択議定書」がある。権利侵害された個人の救済のため。

- ➡ 女性差別撤廃条約の選択議定書は1999年10月6日に国連総会で採択。現在115か国が批准 (エストニアで116か国?)

- ➡ しかし日本はこれを批准していない。批准すれば「個人通報」と「調査制度」が可能に。ただし「個人通報」には厳しい受理要件がある。国内救済措置が尽くされた通報のみ

- 受理されれば、CEDAWが条約違反の有無を検討し、締約国に「見解 (勧告を含む)」を出す。勧告に強制力はないが誠実な履行が期待される。締約国は6か月以内に「勧告」に対して採った措置を回答。

- 個人通報の実態：2025年4月までに234件の個人通報を受け付け、そのうち58件で条約違反を認定 (2025年6月秋月弘子委員の報告から)。

日本の司法の問題点

- 裁判所⇒条約は司法判断には「直接適用可能性がない」
- 例) 女性差別撤廃条約に基づけば夫婦同一氏の強制は「条約違反」である。

条約 16 条(g) : 夫及び妻の同一の個人的権利 (姓および職業を選択する権利を含む。)

一般勧告21号 : para.24 「各パートナーは、共同体における個性およびアイデンティティを保持し、社会の他の構成員と自己を区別するために、自己の姓を選択する権利を有するべきである。法もしくは慣行により、婚姻もしくはその解消に関して自己の姓の変更を強制される場合には、女性はこれらの権利を否定されている。」

- しかし裁判所は、批准した条約を「直接適用可能性がない」として、司法判断の根拠としない。条約に照らした判断をしないままに判決を出している⇒条約は「絵に描いた餅なのか？」

女性差別撤廃条約実現アクション (OP-CEDAWアクション)



2019年3月5日 選択議定書の批准を求める共同行動としてスタート

共同代表 浅倉むつ子・柚木康子

現在、全国の大小さまざまな77団体が参加。

アクションの内容

国会への請願署名提出、院内集会（紹介議員の数を増やすロビイング活動）。地方議会での意見書採択活動。勉強会、講演会、広報活動など。7.25女性の権利デーの実施。

ホームページには、やさしい動画、リーフレット、選択議定書Q&Aなどを掲載。

<https://opcedawjapan.wordpress.com>

リーフレット

女性差別撤廃条約をパワーアップする 選択議定書(OP)の2つの制度

1 個人通報制度

女性差別撤廃委員会に通報



通報者(個人または集団)

国内救済措置が
尽くされている
権利侵害案件

女性差別撤廃条約で保障されている権利が
侵害されたとき、女性差別撤廃委員会(CEDAW)に
通報して救済を申し立てることができる制度



受領したら
委員会から国へ
ありましたがどうかですか
このような通報が

国は反論
これこれ、
しかじかで...

受理するか
検討
この通報は
審議に
値するか
検討しましょう

受理したら、
検討・審査
「この事案は、
完全に違反して
いると判断され
ますね」

委員会は、
見解(勧告)を
国と通報者に通知
条約●条に
違反!
速やかに
改善を!

国は6ヶ月
以内に
回答書を
提出

2 調査制度

信頼できる
情報



CEDAW
調査・意見・勧告

国

女性差別撤廃委員会(CEDAW)が、女性差別撤廃条約に定める権利の、重大または組織的な侵害があるという信頼できる情報を得た場合に、当該国の協力のもとで調査し、国に調査結果を意見・勧告とともに送付する制度

そもそもですが…「批准する」ってどういうこと?

国が、国連等で採択した条約に拘束されることへの同意を最終的に表明すること。日本では、憲法73条の規定により国会の承認を得て、内閣が行う。

女性差別撤廃条約は 「選択議定書」の批准でパワーアップ!



「選択議定書」
未批准のままでは
女性差別撤廃条約
実現に向けて
前に進むことが
できません。

条約上の権利を
保障されているのは、
私たち一人ひとり。
国には、その権利を
保障する
義務があります。

女性差別撤廃条約制定から20年を経た1999年、条約の実効性を強化し、一人ひとりの女性が抱える問題を解決するために、あらためて採択されたのが女性差別撤廃条約選択議定書です。選択議定書には「個人通報制度」と「調査制度」の2つの手続きがあります。それらを利用するには、新たに批准が必要ですが、日本はまだこれを実行していません。

1979年、国連で生まれた女性差別撤廃条約は、あらゆる分野で、女性が性に基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障しています。条約が目指すのは、「男らしさ」「女らしさ」の呪縛から解放されて、誰もが性別にとらわれず自分らしく生きることです。法律や規則のなかの差別はもちろん、社会慣習・慣行の中の性差別をなくすことも求めています。1985年、日本はこの条約を批准しました。

批准国 115 カ国

批准国 189 カ国

なぜ日本は選択議定書を批准しないのか

- 日本が選択議定書を批准しないため、日本の女性は権利侵害されても個人通報を利用できない。CEDAWは繰り返し、日本政府に選択議定書の批准を要請。
- 長年にわたる日本政府による説明
個人通報制度については条約実施の効果的な担保を図るといふ趣旨から注目している。その受入れについてはわが国の司法制度、立法政策との関連、また実施体制等との検討課題がある。各方面の意見も踏まえつつ、真剣に検討を進める。
- 国会でも繰り返されている質問。少しも進まない答弁。

実現アクションの活動（1）

- ▶ 毎年、国会に選択議定書の批准を求める署名提出活動
- ▶ 2025年5月23日の院内集会では⇒提出署名は10万筆を超えた！ 請願紹介議員は衆参92人に。
- ▶ しかし今年も国会では委員会段階で保留に
- ▶ 今年の特徴 = 「意見書採択地域マップ」を展示。

実現アクションの活動（2）

◆地方議会の意見書採択を進める活動

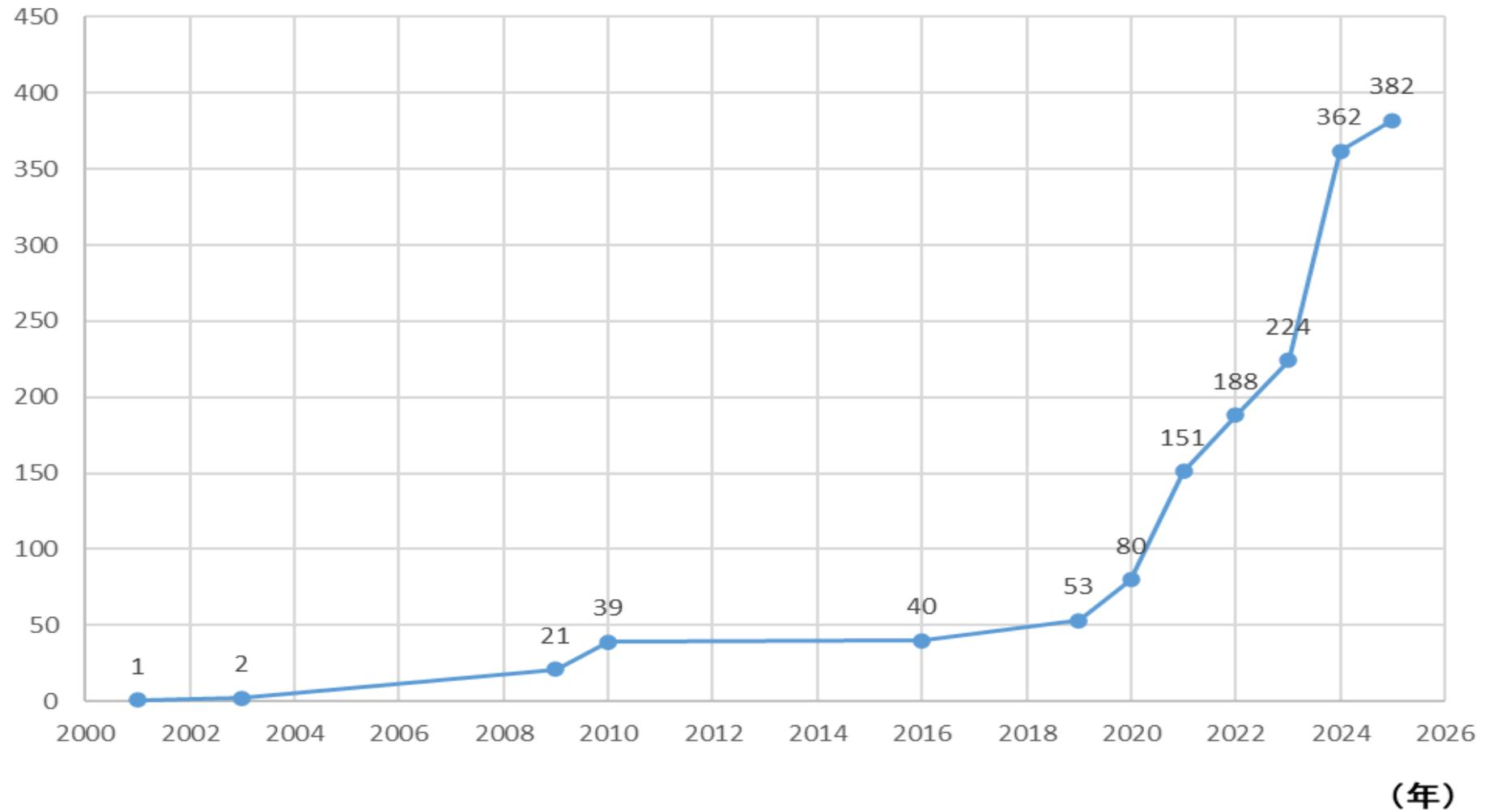
2025年7月段階で、全国で382の地方議会が、国に対して選択議定書の批准を求める「意見書」を採択。

府県議会レベルでは13→高知県、島根県、徳島県、富山県、宮城県、大阪府、岩手県、埼玉県、三重県、滋賀県、長野県、奈良県、京都府。

政令指定都市9→堺、千葉、北九州、さいたま、大阪、京都、札幌、川崎、岡山

全国各地での創意ある取組み

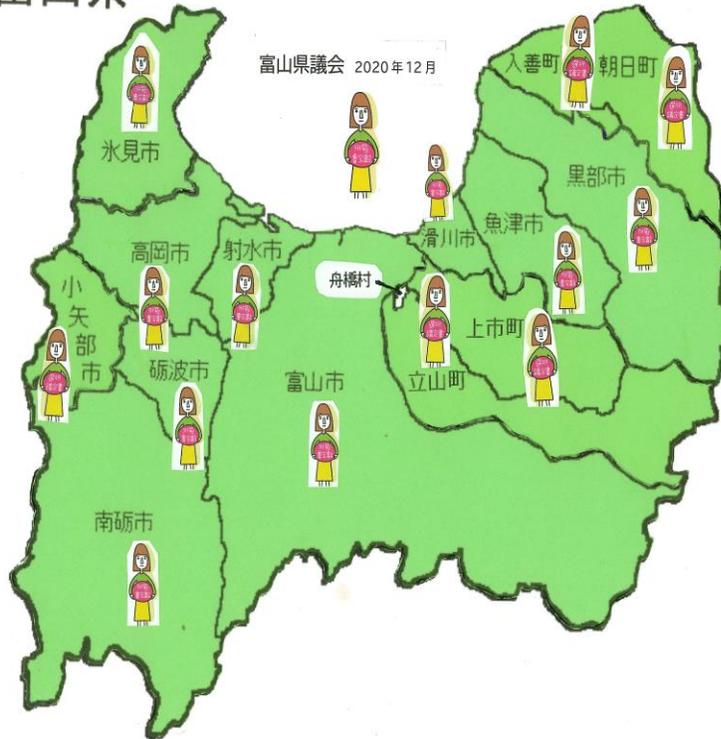
全国自治体の意見書採択議会数（累積）



* 2025年7月12日現在、**382議会**

徳島県、大阪府、長野県（下記地図の右）は全県
で達成。富山県（下記地図の左）はあと一つの村。

富山県 女性差別撤廃条約 選択議定書批准を求める意見書採択



高岡市	2021年6月
富山市	2021年9月
射水市	2022年3月
南砺市	2022年6月
砺波市	2022年12月
黒部市	2023年9月
魚津市	2023年9月
滑川市	2023年9月
氷見市	2023年12月
上市町	2024年6月
立山町	2024年6月
小矢部市	2024年6月
入善町	2024年9月
朝日町	2024年9月



京都府内の自治体に働きかけているWWNのみ なさんからのある日の報告例（メールより）

- ▶ 昨日（3/26）笠置町、本日（3/27）宇治田原町で両方とも全会一致で採択されました。3月議会で採択するために1月16日にそれぞれの議会事務局に電話することから始めました。議員の連絡先が公表されていないので事務局に依頼文や資料を送り、何度も電話して訪問の約束を取り、京都に住んでいるWWN会員数名と一緒に説明に行きました。全議員が集まってくれました。
- ▶ 事務局はきちんと対応してくれて、両議会とも議場内で写真撮影もできました。



3 2024年10月のCEDAWによる日本審査と総括所見

CEDAWによる日本報告審査

- これまでに行われた6回の審査→1988年、1994年、2003年、2009年、2016年、2024年
- 日本政府は2021年9月に第9次報告を提出。それを対象に2024年10月17日に第6回目の日本審査が行われた。
- 10月17日、午前3時間と午後2時間の計5時間の審査実施：冒頭、日本代表団（岡田恵子・内閣府男女共同参画局長）から30分のプレゼンテーション。その後、委員から、条文に即して「質問→回答→再質問→回答」の形式で、対話が続く。
- 10月30日、「総括所見：concluding observations」がでた。

2024年の総括所見

21

- ➡ 肯定的側面と勧告をあわせて60パラグラフ
- ➡ 肯定的側面 = 法制度の改正（2021年第9次報告以降）
 - ① 再婚禁止期間の廃止 ← 2022年民法改正、2024年施行
 - ② 優生保護法による被害者救済 ← 2024年7月最高裁判決、政府と原告等との全面的解決をめざす「基本合意書」等
 - ③ 刑法改正 ← 2023年、強制性交等罪から不同意性交等罪へ、性交同意年齢を13歳から16歳に引き上げ等
 - ④ DV法改正 ← 2023年、精神面での危害に対する保護命令
 - ⑤ 婚姻最低年齢を男女共通に ← 2022年民法改正、2024年施行
 - ⑥ 政治分野候補者男女共同参画法 ← 2021年改正、政党の自主的取り組みを要請

懸念事項と勧告の主要なもの（①～②③）

- ➡ 4つのフォローアップ項目
- ➡ フォローアップとは？

- ① 選択的夫婦別姓の導入（para.12(a)）
- ② 暫定的特別措置として女性の立候補時の300万円の供託金の減額（para.24(a)）
- ③ 緊急避妊を含む安価な現代的避妊手段へのアクセス（para.42(a)）
- ④ 妊娠中絶における配偶者同意条項の削除（para.42(c)）。

① 選択的夫婦別姓をめぐる

- ▶ 民法750条 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。
⇒婚姻前の氏を一方に捨てさせることを強制する制度。世界中で日本のみ。女性差別撤廃委員会は、繰り返し法改正を勧告。
- ▶ 1996年に法制審議会答申が出たが実現せず。現在、第三次別姓訴訟が進行中（札幌と東京）
- ▶ 最高裁大法廷決定（第二次訴訟）2021年6月23日
 - 多数意見は合憲：たった1頁。⇒制度のあり方は国会で判断されるべき。
 - 少数意見は「違憲」と判断。43頁にわたる力作。女性差別撤廃委員会による勧告があることによって、憲法24条2項違反の理由となる、とした。
- 2025年の通常国会では「28年ぶり」に法案審議。しかし結論は持ち越された。「今秋の臨時国会において審議する」与野党合意。さてどうなるのか。

主要な勧告（続き）

- ⑤ 選択議定書の批准に対する障害の除去（para.10）
- ⑥ 女性に対する差別の包括的定義の国内法への組み込み（para. 12）
- ⑦ 皇位継承を男系男子に限定している皇室典範の改正（para.12）
- ⑧ 婚外子差別規定の廃止（para.12(b)）
- ⑨ 高齢女性、障害のある女性、マイノリティ女性、移民女性の司法へのアクセスの確保（para.18(a)）
- ⑩ 専任のジェンダー平等省の設置（para.20(a)）
- ⑪ 独立した国内人権機関の設置（para.22）

⑤ 選択議定書の批准

- 総括所見para.9 委員会は、2020年に採択された第5次基本計画において、締約国が「女子差別撤廃条約の選択議定書については・・・早期締結について真剣な検討を進める」と規定していることに留意するが、この問題に関して23回の省庁間研究会を開催したにもかかわらず、締約国が選択議定書の批准の検討に時間をかけすぎていることを遺憾に思う。
- 総括所見para.10 委員会は、締約国に対して、委員会の前回総括所見にそって、選択議定書の批准に対するいかなる障害にも速やかに対処し、これを取り除くよう勧告する。さらに、締約国に対し、本条約、委員会の一般勧告および選択議定書の下の事例について、これらが法手続において十分に考慮されることを確保するために、裁判官、弁護士および法執行専門職の能力構築を強化するよう勧告する。

⑦ 皇室典範の改正

- 総括所見para.11 委員会は日本の皇室典範の規定は委員会の権限の範囲内ではないという締約国の立場に留意する。しかし委員会は、男系の男子のみの皇位継承は、条約1条および2条と相容れず、条約の目的及び趣旨に反すると考える。
- 日本政府は2024年12月にCEDAWに「意見」を送付。「皇位につく資格は基本的人権に含まれていない」ので、条約が撤廃の対象としている女子に対する差別には該当せず。皇位継承のありかたは国家の基本にかかわる事項。
- さらに、2025年1月末、外務省――今後、日本からの任意拠出金の使途からCEDAWを外す、と国連に通告。
- 人権委員会の審査や総括所見は「建設的対話」。報復的な措置をとる対応はふさわしくない。日本は条約遵守に後ろ向きという誤ったメッセージを発信してしまう。撤回すべき（朝日新聞2025年4月11日「耕論」）

主要な勧告（続き）

- ⑫ 家父長制的態度や差別的ステレオタイプを撤廃するための包括的戦略の採用（para.26(a)）
- ⑬ ジェンダーに基づく暴力被害者のシェルターや相談体制を充実させるための人材・資金不足に対処し、また、沖縄の米軍による性的暴力の防止と加害者の適切な処罰（para.28(a)(d)）
- ⑭ 「慰安婦」被害者とサバイバーの権利への包括的な対処の確保（para.34）
- ⑮ 候補者男女均等法を改正して罰則を設けること（para.36(c)）
- ⑯ 同一価値労働同一賃金の原則の実施（para.40(c)）

主要な勧告（続き）

- ⑰ ジェンダー賃金格差公表義務の拡大
(para.40(d))
- ⑱ 女性の正規雇用の増大 (para.40(e))
- ⑲ 男性による女性の権威への誇示を力の示威の問題として取り組む (para.40(f))
- ⑳ 間接差別に関する均等法の改正 (para.40(i))
- ㉑ 性同一性障害者特例法の下で不妊手術を受けざるを得なかった被害者への補償と被害回復措置へのアクセス
(para.42(f))
- ㉒ 女性の家族経営企業での労働を認めるための所得税法56条の改正 (para.46(b))
- ㉓ 同性婚の容認 (para.52(d))

①⑥同一価値労働同一賃金の実施、①⑧正規雇用の増大

- ▶ 労基法4条は労働者が女性であることを理由として、賃金について男性と差別的取扱いをしてはならないと規定する。ただし「同一価値労働同一賃金原則」への言及はない。
- ▶ 欧米で普及している「同一価値労働同一賃金原則」→「知識・技能、負担、責任、労働環境」の4大ファクターを使う「得点要素法」。
- ▶ 男女間だけでなく、非正規と正規労働者の賃金格差を是正させるための法改正を：2018年「パート・有期契約労働法」8条は「基本給、賞与その他の待遇のそれぞれについて…通常の労働者との待遇の間において、…不合理と認められる相違を設けてはならない」と規定。しかし裁判所は、いくつかの「手当」については「不合理」と判断したが、退職金と賞与については不合理性を否定。

メトロコマース事件・最三小判令和2年10月13日判決
大阪医科薬科大学事件・同上

⑰ ジェンダー賃金格差公表義務の拡大

- ▶ 男女間の賃金格差について、使用者に情報開示を求める立法動向が急速に進む。世界では、個別救済からプロアクティブモデルへ

イギリス 2017年3月 平等法78条（250名以上の企業に男女間賃金格差の公表を義務づけ）。

ドイツ 2017年6月 賃金透明化法（従業員500名以上の企業は男女間賃金平等を実現する措置についての報告書作成義務）

フランス 2019年1月 男女間の賃金格差是正に関する施行令（従業員50人以上の企業は賃金格差指数の公表義務。指数総計が75ポイントに満たない企業は3年以内に格差を是正）

2023年5月 EU賃金透明化指令

- ▶ 日本の女性活躍推進法 – 2022年から男女の賃金差異の公表義務 –

格差是正の第一歩。2025年改正で101人以上の企業にも公表義務。

だが、3区分ごとの男女比では実態がみえない。正規男性を100としてそれに対する比率を示すべき。

「賃金差」は公表のみ。数値目標にも是正義務にも入っていない。開示義務だけでは男女賃金格差の是正策としては限界がある。

⑱ ハラスメントの法規制

31

雇用分野における日本のハラスメント法制は、4種類のハラスメントを規制対象としている。

セクシュアル・ハラスメント／均等法11条1項

マタニティ・ハラスメント／均等法11条の3第1項

ケア（育児・介護等）・ハラスメント／育児介護休業法25条1項

特定の差別と関係しないパワー・ハラスメント／労働施策総合推進法30条の2第1項

■ これらハラスメント規制の特色

それぞれのハラスメントには明確な「定義」はなく、事業主の措置義務規定からその内容を把握。措置義務の内容は厚生労働省告示である「指針」によって具体化されている。

措置義務の担保は、行政指導と企業名公表。紛争解決は、都道府県労働局の助言、指導、勧告、調停。被害者救済の中心は不法行為をめぐる民事訴訟⇒金銭賠償が主となる。

■ 2025年の法改正でカスタマー・ハラスメント、求職者ハラスメント規制を導入。

ILOの190号条約

- ▶ 2019年、ILO108回総会で採択された「労働の世界における暴力とハラメントの撤廃に関する条約」（190号条約）
- ▶ 対象となる行為は、「単発的か反復的かを問わず、身体的、精神的、性的または経済的害悪を与えることを目的とした、または結果を招く可能性のある行為や脅威」。
- ▶ 人的な対象 = 労働者はもちろん、労働世界のすべての人（インターン、ボランティア、求職者、応募者、使用者個人も含まれる）が対象。
- ▶ 「包摂的・統合的でジェンダーに対応したアプローチ」の採用。
- ▶ 適切で効果的な救済。安全で公正で効果的な通報と紛争解決メカニズム。

②⑩ 禁止される間接差別の拡大を

- ▶ 均等法は、募集・採用から定年・退職・解雇までの雇用上の性差別の禁止。間接差別禁止規定（7条）も。
- ▶ しかしきわめて限られた事例のみ。施行規則における限定列挙。
 - ①募集・採用時の身長・体重・体力要件
 - ②募集・採用時の全国転勤要件
 - ③昇進における転勤経験要件
- ▶ はじめて間接性差別を認めたAGCグリーンテック事件・東京地裁2024年5月13日判決（労働判例1314号5頁）

均等法が対象とする事項（福利厚生措置としての「社宅制度」）に関する会社の運用は、間接性差別にあたりと判断する画期的な判決。だが、もしこれが賃金に関するものだったら間接差別と判断されただろうか？
- ▶ 間接差別の対象範囲を拡大する均等法改正。労基法4条も間接差別を禁止する規定とすべき。
- ▶ →2025年通常国会での「労働施策総合推進等の一部法改正」の附帯決議で今後の検討課題に。

日本をジェンダー平等社会にするために 女性の権利を国際基準に

■ 2024年総括所見の特色

①選択議定書、包括的反差別法の制定、国内人権機関の創設など人権施策の基本構造が指摘された。②マイノリティ女性への目配り。③性と生殖の健康と権利（SRHR）に焦点。④雇用分野の法改正も重視。

■ 選択議定書の批准はすべてのジェンダー平等のテーマに共通。率先して批准すべき。個人通報の入り口は狭いが、個人通報によって国内の判決が国際人権委員会の審査を受ける可能性が生まれることの影響は大きい。裁判官は、国際条約のレベルを十分に考慮した判決を下すことになり、日本の司法は変わるはず。

■ 地方議会の意見書採択活動は効果的。選挙区から国会議員へ情報を届ける。地方議会では、会派を超えた女性議員の協力が可能になる場合もあり、民主主義を生み出す思いがけない効果。

参考文献

- 林陽子「女性差別撤廃条約と日本－2024年総括所見からみた課題」女性展望733号（2025年3月）10～12頁
- 浅倉むつ子『新しい労働世界とジェンダー平等』（かもがわ出版、2022年）
- 浅倉むつ子『尊厳の平等という未来へ』（信山社、2025年）
- 森ます美・浅倉むつ子編著『同一価値労働同一賃金原則の実現－公平な賃金制度とプロアクティブモデルをめざして』（勁草書房、2022年）
- 浅倉むつ子「間接差別禁止法理とコース別雇用」季刊労働者の権利359号（2025年1月号）
- 浅倉むつ子「国連女性差別撤廃委員会による日本審査と総括所見」月刊全労連340号（2025年6月号）
- 浅倉むつ子「国連女性差別撤廃委員会の勧告と日本政府の対応」歴史地理教育987号（2025年7月増刊号）
- 浅倉むつ子「女性差別撤廃条約から40年 選択議定書の批准を」経済359号（2025年8月号）
- 浅倉むつ子「『同一価値労働同一賃金』原則をどう実現していくのか」学習の友864号（2025年8月号）